

(ポイント)

●カトマンズ、ラリトプール及びバクタプールの郡当局は4日、新型コロナウイルス感染拡大の防止措置として、7月5日までとされている行動規制(Prohibitory Order)を一部緩和したうえで、7月15日までの10日間再延長することを発表しました。緩和内容は以下のとおりです。

新型コロナウイルス感染拡大を受けてのカトマンズ盆地内3郡における行動規制(10日間の再延長について)

1 カトマンズ、ラリトプール及びバクタプールの郡当局は4日、新型コロナウイルス感染拡大の防止措置として、7月5日までとされている行動規制(Prohibitory Order)を一部緩和したうえで、7月15日までの10日間再延長することを発表しました。

2 本行動規制は7月6日から7月15日までとなり、行動規制の一部が緩和されます。主な緩和内容は以下のとおりです。

(1) あらゆる種類の集会会場、映画館、博物館、動物園、パーティー会場、ダンスバー、クラブ、プール、床屋、美容院、ジム以外の施設は午後6時まで営業可能となります。

(2) 自家用車および公共交通機関の使用に関し、車両ナンバープレートの奇数偶数ルールが撤廃されます。マイクロバス等の小型公共交通機関も運行が許可されます。

但し、これまでの規制どおり、密になる集会、映画館、スポーツ、宗教的会合や教育機関等(25人以下での試験実施は許可)への規制は継続されます。

前回の行動規制に関する領事メールは以下のとおりです。カトマンズ郡行政事務所DAO(District Administration Office)が発出した注意喚起にある取り締まりや罰金についても注意してください。

<https://www.np.emb-japan.go.jp/files/100205316.pdf>

3 また、以前領事メールでお知らせした「カトマンズ郡における新型コロナウイルス感染症に関する新たな規制について」もご確認の上、やむを得ず外出する場合等にはご注意ください。

<https://www.np.emb-japan.go.jp/files/100194099.pdf>

4 行動規制は再度延長されることが決定しましたが、当地に滞在している邦人の皆さまにおかれましては、やむを得ず外出する場合には、引き続き、適切なソーシャル・ディスタンス(2m以上)を取り、3密(密閉・密集・密接)を避け、マスクの着用・手指消毒を行う等、各自十分な感染対策をしていただき、感染状況に関する報道等の

情報をご確認くださいませよう、お願いいたします。現在流行しているウイルスは、インドと同様の変異株の可能性が高く、以前と比較して、若年者も感染しやすかつ短期間で重症化しやすい特徴を持っています。新規感染者数は、ピーク時に比べ少なくなつて来ましたが、依然 3000 名前後の陽性者が毎日報告されており、感染が落ち着いたと言える状況ではありません。引き続き、各自感染防御に十分つとめていただくようお願いいたします。

5 同様に、ネパール 77 郡のうち 68 郡の地域において行動規制が実施されているとの情報（6月29日現在）がありますので、併せて注意をお願いいたします。

※ この情報は、お知り合いや旅行者等にもお知らせください。

※ 在留邦人で在留届を提出されていない方がおられましたら、大使館へ在留届を提出するようおすすめ願います。

オンライン在留届HP：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

※ 近く帰国・離任を予定されている方、または既に帰国されている方は速やかに大使館までご連絡下さい。

※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及びたびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。自動配信を希望されない方は、帰国届を提出していただくか、たびレジへの登録をご自身で停止していただく必要があります。

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止されたい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

大使館代表電話：977-98510-43741、977-98510-20405

（2021年5月5日から当面の間、開館時間中における当館の代表電話番号を上記のとおり一時変更させていただいております。）

通常の大使館代表電話：4426680

※ 閉館時（休館日や夜間など）には、上記通常の大使館代表電話から緊急電話対応者に転送されます。